

令和 3 年 度

令和 2 年 7 月 豪 雨 に 関 す る 特 別 委 員 会 記 録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 令和 2 年 7 月 豪 雨 に 関 す る 諸 問 題 の 調 査 …………… 1
-

令和 3 年 1 1 月 9 日 (火曜日)

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

森田 亨 君

令和3年11月9日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時50分閉議（実時間97分）

○本日の会議に付した案件

1. 令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 金子昌平君
委員 大倉裕一君
委員 北園武広君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 橋本幸一君
委員 古嶋津義君
委員 増田一喜君
委員 山本敬晃君
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長 稲本俊一君
企画政策課長 辻田美樹君
理事兼復興推進課長 宮川武晴君
建設部
建設部次長 西竜一君
理事兼災害復旧課長 鶴本英一郎君
住宅課長 早木浩二君

○記録担当書記 村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

◎令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） それでは、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めてまいります。

本日は、去る10月22日の本委員会において、豪雨災害後の復旧及び復興の状況について執行部から説明を聞きたいと御意見がございましたので、まず執行部から説明を求めます。

○総務企画部長（稲本俊一君） では、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部の稲本でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、令和2年7月豪雨災害に関しまして、現在の坂本町の復旧・復興の取組状況と今後の予定などについて各部より説明いたさせますが、全体的な流れにつきまして、私のほうから御説明をいたします。

まず、建設部と農林水産部関係の令和2年7月豪雨災害の市道・河川・農地・林道関係の災害復旧についてを御説明し、その後、災害公営住宅の建設地決定についての御説明を行います。引き続き、総務企画部関係の流域治水に関する取組についてを御説明し、その後、八代市坂本町復興計画概要版及び八代市坂本町復興計画の進捗状況・ロードマップについて、重点8項目の御説明を行います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 皆

様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）災害復旧課の鶴本でございます。

令和2年7月豪雨災害の市道・河川・農地・林道関係の災害復旧について、説明いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） お手元の資料を御覧ください。この令和2年7月豪雨災害災害復旧箇所位置図にて説明いたします。資料は、坂本町の管内図をベースとしております。中央部を南から北へ流れているのが球磨川でございます。

御覧のとおり、令和2年7月豪雨により管内全域で様々な災害が発生しました。特に球磨川沿岸部においては、宅地の浸水や家屋の流失のほか、河川護岸の欠壊や河川内の土砂の堆積、国道・県道の路肩崩壊など、甚大な被害が発生しております。

これらの復旧については、堆積土砂の撤去や護岸の復旧を国土交通省八代河川国道事務所、球磨川沿岸の国道219号や県道中津道八代線、流失した鎌瀬橋、坂本橋、深水橋の災害復旧事業につきましては、本来の管理者に代わって国が復旧を行う権限代行業として、国土交通省八代復興事務所により取り組んでおられるところです。

また、図面の下のほう、球磨川沿いの瀬戸石地区にあります本市管理の市道鎌瀬・瀬戸石線及び市道瀬戸石・高田辺線についても、国土交通省八代復興事務所にて復旧を行っていただいているところです。

次に、権限代行以外の熊本県の管理道路として、北のほうから、深水方面の小鶴原女木線、鮎埴方面の坂本人吉線、百済来方面の芦北坂本線、破木二見線、鶴喰方面の田上日奈久線の5つの路線の被災については、熊本県県内広域本部の土木部で復旧に取り組んでおられます。

河川に関しましては、熊本県の管理河川として、深水川、走水川、中谷川、油谷川、市ノ俣川、百済来川、鶴喰川と7河川あり、被害が大きかった市ノ俣川については権限代行で国土交通省八代復興事務所による復旧、その他の県河川の災害復旧については熊本県の県南広域本部において取り組んでおられます。

その他、球磨川や百済来川などに流れ込む小規模の河川については、八代市の管理となっておりますが、砂防法に基づく砂防指定地内にある河川については、砂防施設災害復旧事業として、また被災箇所前後の脆弱な護岸についても関連事業として、熊本県において災害復旧に取り組んでいただいております。

最後に、本市の災害復旧課で行う災害復旧事業としては、市道、砂防施設以外の市管理河川、農地及び農業用施設、さらには林道の災害復旧を行っております。

以上を踏まえまして、本市の災害復旧事業の概要及び進捗状況について説明をいたします。

図面を御覧いただきまして、丸がついている箇所が本市所管の災害復旧箇所でございます。管内一円に広がっておりますが、特に南部に被害が集中しております。

まず、市道災でございますが、赤い丸で表示してあります。被害件数が52件、10月末現在での完了が5件、施工中は6件、合計11件を被害件数で割ると、着手率は21.2%でございます。

次に、青い丸の河川災でございますが、被害件数が16件、施工中は5件で、着手率は75%でございます。

黄色い丸は、農地及び用排水路や農道・頭首工などの農業用施設災害でございます。被害件数が46件、完了が9件、施工中が10件で、着手率は41.3%でございます。

緑色の丸は林道災害でございます。被害件数が98件、完了が1件、施工中が12件で、着

手率は13.3%でございます。

以上が、現在の復旧状況でございます。

続きまして、復旧に係る課題と対策でございます。

課題といたしましては、まず国・県・市発注工事のふくそうがあります。資料を御覧のとおり、国道・県道・市道・林道沿線に数珠つながりに災害が発生しており、狭い道路を大きな工事車両が往復し混雑している状況となっております。路線によっては、市道災、河川災、農地災、林道災が1路線でつながっているところもあり、事業の円滑な進捗を図るためには、国・県・市間での調整が欠かせません。このようなことから、月に1回、県南広域本部の土木部、農地整備課、林務課と八代市建設部及び八代市建設業協会と定期的に意見交換の場を設け、調整に努めているところであります。

また、国・県・市による工事発注が相次ぎ、発注を行っても応札者がいない入札不調が数多く発生しております。対策といたしましては、指名競争入札における指名業者数の拡大や積極的な随意契約の活用を行いながら、進捗を図る所存でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村哲三君） ただいま説明がございましたが、何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（山本幸廣君） 今説明が担当からあったんですが、進捗状況等もですね、着手率があって、率の低いところ等々についての問題というのはどういう問題点があるんですか。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 市道災、河川災、農地災、林道災、それぞれございますが、まず、住宅地周辺での河川の氾濫等再度被害を防止するため、河川災の復旧を現在急いでいるところです。また、農地災につきましても、1年ごとの作物の取上げということで、なるべく早く農地のほうも復旧したいというこ

とで、河川災、農地災等を優先して今発注しているところです。

市道災につきましては、昨年の7月の豪雨災害の後、啓開工事や応急仮工事により、大型土のう等で取りあえず通れるような状況はつくっておりますので、順次、今発注を行っているところです。

また、林道災につきましては、図面を見てお分かりのとおり、市道の先はずっと数珠つながりに林道災がつながっているということで、まずは市道や農地等の災害が終わらないことには、なかなか発注率が上がっていかないという現状がございます。

○委員（山本幸廣君） 今説明のとおり、課題というのはたくさんあるわけですね。私も何回かその現場に行っておりますが、建設環境委員会が終わりまして、私も現場をちょっと見に行ったんですけども、なかなか前に進んでないという状況の中で、問題というのは、入札の不調もあったということなんですが、やはり起債でですね、事業を進めていくもんですけれども、どうしても早く言えば段取りがでけとらんでおってから金借りてくってというこつはなかなか難しいわけですね。極端な話ですよ。段取りをしてから金を借りてくるわけですね。やけん、そこら辺りの段取りがですね、一番大事だと思う。それは、段取りというのはもう入札をどうするかということですから。発注をどうするかということ。

そういう中でですね、この前の委員会でも、建設業界と常に密接なですね、こういう災害のときになったら、密接に話し合いをしながら、そしてまた随意契約は随意契約で。入札をどうしてもできないというふうになったときには、やっぱり随意契約でもしてですね、前に進むようにしていかなければ、復興はなかなか進まないと思うんですよ。林道、林道、この中でですよ。特にやっぱり今の状況では人手が足りない

とか等々で、いろんな資材の高騰等も含めてですよ、そういう状況で前に進んでないという状況であるわけですので、そこら辺りはぜひとも横の連携をしながらですね、きちっと着手率が進むし、また、50%台に行けばですね、ある程度めどができると思うんですよ。

うちの特別委員会で今からテーマをつくるんですけども、何を特別委員会で検討していかないかのか、あなた方担当の方々ですね、意見というのが一番大事なんですよ。

そういうことで、この着手率をスピード上げて、ぜひとも、そのような形で進んでいけばなと思います。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。意見でよろしいですね。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません。山と山の間から小川が流れてきて、ある程度の県河川とってかかっていうところにつながっていくわけですけど、その山と山の間にある小川といいますか、そういったところの復旧というのはどういうふうな管理をされているんでしょうか。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 先ほども若干説明いたしましたが、まずは、大きな球磨川が国土交通省、その幹川となる支川が百済来川をはじめとする県の管理河川、それに注ぎ込む小さな河川は市が管理する普通河川なり準用河川と。その先の小さな小川等については、基本的には長狭物、水路といいまして、市の現在管理物になっております。

ただ、管内全域でかなり倒木とかそういうのが発生しておりまして、山林の中の小さな河川等については、県の林務課のほうです、調査をされて、12か所だったと思いますが、そういう倒木があるところについては現在調査をされて、今後取り組んでいかれると伺っており

ます。

○委員（大倉裕一君） 今、執行部のほうからお話いただいたように、ちょっと山間部のほうに足を踏み入れると、被害がまだそのまま残った状態で、倒木があって、岩がごろごろしとるような状態と。また大雨が降ればですね、2次災害がというような御心配をされているところもあるということは認識されてるみたいですので、その辺り、しっかり管理をしていただければと思います。これは、要望でお願いしときたいと思います。

○委員長（上村哲三君） では、意見として捉えさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） お願いします。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本幸一君） 今のとちょっと似てる部分もあるんですが、百済来川、今話に出ましたが、あそこを通れば、結局河川がやられとるし、そして農地がやっぱり甚大な被害を受けている。そういう関係で、百済来川に注ぎ込む支流についても、恐らく、バックウォーター現象か何か分かんませんが、上流までの農地の被害もかなり大きな被害がまだ手つかずの状態であるというふうな。そこについては、今、農地の着手率というのは41%、結構着手しとるなという感じは持ったんですが、実際に現場を見てみれば、非常にやっぱり復旧が進んでないという印象を持つわけなんですよ。

私も、あそこを選挙カーで通ったとき、ある農家の方から、何で農地の復旧が進まんとかというかなり怒りの言葉で私に言われたことが頭にあるんですが、今思えば、結局、河川の改修ができないことには農地の復旧ができないという、そういう捉え方でよろしいんですか。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 百済来川に限りますと、大変大きな被害が発生しておりまして、これは県の土木の工事となります

が、総額で五、六億程度の被害及び復旧計画があります。また、それに流れ込む山口川、陣之内川、板持川、石丸川等についても、それぞれ大規模で、やっぱりそこも六、七億くらいの規模の災害が発生しておると。

県のほうでそれについては入札を行われまして、最近、4件5件程度の契約が成立したというふうになっておりますので、県の河川の災害復旧の状況に合わせて、市の農地災害についても今後発注の契約に不調等が発生すれば、そちらの業者あたりとも相談して、随意契約等でも農地災害復旧の進捗が図れるよう努めていきたいと考えております。

○委員（橋本幸一君） 順番としては、結局、河川の整備ができないことには農地の関連部分というところは、どうしても手がつけられないという考えでいいわけですね。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 基本的には河川沿いに農地がありますので、河川の護岸が出来上がって、そこから農地を整備していくという形ですが、今発注しとる中には護岸があっても一部土羽等で復旧できる箇所もありますので、そのように近接している場所については、発注をしております。

また、先ほど不調等のお話がありましたが、入札にかかる本数自体は70%から80%くらいはかけているんですが、今の着手率としては不調等の影響で41%程度となっているところです。（委員橋本幸一君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） 結構です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 確認、一つよかですか。課長、確認だけでも、今の土木管理者というのは、又がけという何ですけれども、3つも4つも現場を又がけできるといような、そう

いような状況でないところの契約があるじゃないですか。はっきり言ってから。2か所現場が終わって、そしてから監督はそれぞれ別の現場に行くという。現場代理人かな。そういうのは今まで影響してないんですか。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 災害復旧の工事発注件数多くて、各業者さん手に抱えきらんような形で仕事を持っておられる業者さんもたくさんおられます。監督員の兼務は7000万まで3か所を兼務できるというような内容になっておりますが、順次、先に災害復旧で発注されたり、ほかの工事で発注された技術者さん等が、また11月12月になれば、その現場が終わったりとかで次の現場の監督を兼務する等もできますので、入札を繰り返しながら契約が進んでいけば、順次兼務のほうも進んでいくのではないかと考えております。

○委員（山本幸廣君） そこら辺りもですね、影響しないような体制というのは、どうしても業界で、業界と市で改正すれば、どがんでできるわけですけんね。4人でん5人でん、よかつてすたい。そういうふうな、極端な話ですよ。それだけの影響じゃないと思うんですけども。やっぱり今回の災害というのは、答えを出せば、河川の改修は早くせんとしゃがな、次の災害が起きたときには大変ですよ。

私も、家内のところに、この前なんかは、何てろ川って言ってかい、一般質問した人がおられましたけども、私のとこだけん、もう言わんばってんがですね、そこなんか、何か所もしとつですよ。今度またいろんな災害が起きたときですね、すぐうっ壊れる。崩落するという、家のところもまだ改修してない。

そういうような状況がですね、目に見えますからね、やっぱり河川改修というよな、県のほうと国のほうはどどんいけるんですけど、これ、市道災のところを見てもパーセントは低いじゃないですか。市道災のところばかりは市

道がほとんどですもんね。だけん、そこら辺りについては、なるだけならば早めに行ける体制というのを。問題があるなら、どういう問題があるのかということで、課題解決をしながらですね。

意見的にはどうしても首長がおるわけですから、私ら特別委員会も含めて、特別委員会で何をテーマにするかです。あとは、全部やっぱ首長のですね、やり方次第で早く終わるか終わらんかというのは決まるわけです。皆さん方がですね、私たちから言わせれば、皆さん方のスタッフとか技術者等々についてのですね、極端にこの2年3年というのは、人事課で増員をしてもらわんとしゃがな。なかなか厳しいと思うんですよ。農林水産部も建設部も。今の状況ならばと私は思いますね。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。じゃ、意見としてお願いします。

ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、確認させてください。今、公共工事において週休2日制度の導入がされているという、公共工事の看板をよく見るんですけど、この災害復旧についても週休2日が導入されているということでしょうか。

○理事兼災害復旧課長（鶴本英一郎君） 今、工期の設定につきましては、工事日に対して週休2日制度を入れた率で、工期を算定しております。また、着工までの余裕工期等も入れて、一般的に余裕のある工期の設定を行って工事を発注しております。

○委員（大倉裕一君） 国のほうからの指導、要請というか、そういったのがあって、それを変格の週休2日とかっていうことは取組としてはできないというような認識でよかったですか。

○建設部次長（西 竜一君） 西でございます。おはようございます。

今の質問なんですけど、今、国・県からの指導

もあり、八代市のほうも週休2日制の工事の導入というのは行っております。

ただ、これにつきましてはですね、請け負われている業者さんがですね、週休2日を実行して実績とかですね、そういうのをきちんと御説明できるような資料を提出していただければ、後ほど設計変更でですね、その分の経費の増を出すというような形になっています。

ですので、今のところ、週休2日についてはですね、強制ということじゃなくて、それを実行したところにメリットを与えるというような制度になっております。（委員大倉裕一君「ありがとうございます。分かりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、大倉委員。

ほかにございませんか。

○委員（山本敬晃君） すいません、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども。

○委員長（上村哲三君） 大きい声で言って。

○委員（山本敬晃君） はい。指名競争入札の指名業者数をですね、10者から15者に拡大したとあるんですけども、これは、元から15者というのはできなかったのかということ、どういうふうな形で拡大したのか教えていただきたい。

○建設部次長（西 竜一君） お答えします。

入札をかける場合、指名業者選定ということで、入札参加資格審査委員会というのを立ち上げております。各部の部長及び次長、各担当課長、副市長が委員長というふうな組織をつくり上げております。そこで、入札のですね、参加資格者であったり、入札指名業者であったりというのは決定することになっております。

今までのところ、入札の心得では5者以上というのが基準としてありますが、現在、原則ですね、10者という指名を今まで組んでおりました。

ですが、できるだけ広くですね、業者さんに
入札に参加していただくということで、災害
復旧工事に関しては、年度途中だったと思いま
す、すいません、いつからかというのは申し上げ
られないんですが、現在のところ、それを5
者拡大して15者に行っているということで、災
害復旧工事に関してだけ15者と拡大してやっ
ているということになります。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 山本委員、よろしい
ですか。

○委員（山本敬晃君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、ないよう
ですので、次に住宅課から説明を求めます。

○住宅課長（早木浩二君） 住宅課の早木で
す。よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、住宅課のほうか
ら、災害公営住宅の建設地の決定について御説
明をいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○住宅課長（早木浩二君） それでは、資料に
沿って御説明を申し上げます。

こちらの横長のですね、資料、ございますで
しょうか、1ページをお願いいたします。

今回、災害公営住宅を建設する建設地の一覧
でございます。藤本・大門地区をはじめとする
全部で5か所の建設地でございます。順を追っ
て詳細な説明をさせていただきます。

その前に、2ページをお願いいたします。

これは、本年6月27日に災害公営住宅につ
いての説明会の際に提示した資料でございま
す。大まかな建設予定地の地区名と想定戸数を
提示してございます。

本年3月から4月にかけて、住家が罹災

した被災者を対象に、住まいに関するアンケー
ト調査を実施しまして、被災者の意向に沿った
災害公営住宅の建設地区を選定いたしました。
そこにありますように、6月に、第1期供給方
針として、藤本・大門地区をはじめとするこの
5か所の地区内のいずれかに建設地を定め、3
5戸程度を供給することとしておりました。

その後、災害公営住宅に関する説明会等を開
催した後、災害公営住宅への入居希望の仮申込
みをしていただきまして、その結果、34世帯
から申込みがございました。

10月までの間に、災害リスク対応策などを
国・県と協議いたしまして、このたび、建設地
を決定いたしました。現在、仮申込みをいただ
きました34世帯の被災者の方々と、まだ住ま
いの再建について検討しておられると思われる
方々、合わせて165世帯に本申込みをお願い
する文書を送付しており、12月3日までに回
答をしていただくこととしております。

それでは、それぞれの建設地について御説明
をいたします。

3ページをお願いいたします。

災害公営住宅とは、災害により住む家を失っ
た被災者で自立再建が難しいと考える方々のた
めに、八代市が国の補助を受けて整備する賃貸
住宅でございます。市が建設する公営住宅でご
ざいますが、災害を機に、想定される災害に対
応することを考えたもので、これまでと同じよ
うな公営住宅ではございません。土砂災害リス
ク、浸水リスク等に対応する厳しい条件が付さ
れております。

まず、3ページの藤本・大門地区内の建設地
ですが、藤本社会教育センター、旧藤本小学校
跡地にあります校舎等の建物を解体し、2メー
トルのかさ上げ整地を行った後に鉄筋コンクリ
ート造3階建てと集会所を建設予定としており
ます。入居開始予定は令和5年9月頃としてお
ります。なお、建設戸数は、本申込みの世帯数

により決めてまいりたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

ここに建設する建築モデルでございます。この場所は、土砂災害警戒区域、——イエローゾーン、レッドゾーンですね、それから浸水想定10メートルから12メートルと災害リスクが想定されておりますので、その対応策として、堅牢な鉄筋コンクリート造りとし、1階をピロティ式という壁のない柱だけの開けた空間を持つ構造として、2階から上を住まいとする構造物を考えております。また、屋上に避難スペースを設け、水害が発生するおそれがありました際は、垂直避難として屋上へ避難をする、さらに、外階段を設け地域住民の方々も避難できるよう配慮し、地域の防災力を高める計画といたしております。ほかに、居住者の方のためにエレベーターの設置も考えているところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

合志野地区の建設予定地ですが、この場所は、坂本中学校のすぐ下に位置し、合志野地区集会所の隣の民有地になります。民有地ですので、用地買収終了後に整地等を行い、建設に取りかかります。ここは、土砂災害警戒区域及び浸水想定によるリスクはありませんので、木造長屋または共同住宅タイプで建設しようと考えております。長屋になるか、共同住宅いわゆるアパートタイプになるかは、本申込数により決定したいと考えております。入居時期は令和5年4月頃を予定しております。

6ページをお願いいたします。

続きまして、中津道地区内の建設地ですが、中津道社会教育センター、旧中津道小学校跡地になります。そこに写真がございまして2枚目の写真に体育館とプールが写っておりますけれども、これを解体し、ここも土砂災害警戒区域及び浸水想定によるリスクはありませんので、その跡に木造長屋または共同住宅タイプで建設

しようと考えております。長屋になるか、共同住宅いわゆるアパートタイプになるかは、本申込数により決定したいと考えております。入居時期は令和5年7月頃を予定しております。

ここにつきましては、併せて校舎も解体し、また災害公営住宅の近くに集会所も設け、ふだんは地域コミュニティの場として、災害時には支援拠点として活用できるよう、整備をしてみたいと考えております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

坂本駅周辺の建設地でございます。この場所は、坂本駅・坂本支所周辺のかさ上げ対象地内に建設を考えております。御覧の図の赤い点線の中のいずれかに建設地を配置したいと思っております。今後、支所等の配置計画が策定された後に決まってくるものと考えております。この場所は、土砂災害警戒区域、浸水想定10メートルから20メートルと災害リスクが想定されておりますので、その対応策として、鉄筋コンクリート造り、3階から4階建てとすることで、水害の際には垂直避難として屋上に避難ができるように、また外階段を設け、地域住民の方も避難できるよう配慮し、地域の防災力を高める計画としております。そのほか、居住者の方のためにエレベーターの設置も考えております。坂本支所周辺のまちづくり計画と連携して検討を進めてまいります。

最後に、8ページをお願いいたします。

荒瀬地区の建設地でございます。ここは、旧荒瀬ダム職員住宅跡地、県有地でございます。そこにありますように、構造、入居時期等が未定となっておりますのは、土砂災害に関するリスク想定が現在調査中とございまして、その災害リスクへの対応を調査検討している段階でございまして、その結果が出次第、入居を御希望の方へ御説明を進めてまいりたいと考えております。

各建設地についての説明は以上でございます

が、今後の予定といたしましては、入居希望の被災者の方々からの本申込数を取りまとめ、12月中には建設戸数や構造形式、それから規模等を具体化してまいりたいと考えております。また、用地買収に伴います不動産鑑定調査費、買収費、土地測量費等を12月定例会に上程予定としております。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいま説明がございましたが、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（山本幸廣君） 説明を受けて、これ、意見になるんですがね。建設の予定地については、まちづくり協議会等々とも真剣に審議なされてですね、決定されたと思うんですよ。それと、建物の長屋なり共同の住宅、3階建て等々についても検討されたと思うんですよ。着工の年度をずっと書いてあるんですけども、何て言うんですかな。

藤本地区については、うちの委員長のお膝元ですけれども、私が言うあれやないんですけども、その地域についても、やはりかさ上げ等をしっかりしなければ、あそこが一番今土砂がですね。球磨川のしゅんせつをした中で、あそここのところに全部搬出をして、あれがどういふふうになるかなと私も大変興味を持っておる議員の1人なんですけれども。

上村委員長のところに行ったときも、委員長の自宅のところはもう水がつかって、大変な行動をしたときを目にしているものですから。その上までですね、あそここの地域に水が来たんですよ。

それを考えながら、あそこで3階建てということで説明があったんですけども、3階でも5階でもいいんですが、あそここの地域でよかつかというのは、私も大変心配したんです。ところがもう。何回もですね、まちづくり協議会

と審議をされたわけですから、言うことはないんですけども。

このページを見てください。7ページ。7ページの坂本駅・坂本支所周辺のかさ上げ対策対象の地域に建設をいたしますよという説明でしたね。この長ひよろくなっている一番下のほうのですね、大変やられたところの上に住宅地があったですね。1、2、3、4、5、6、7、8、9。委員長、ありますよね。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（山本幸廣君） 委員長のお膝元で。一番ですけれども、ありましたですね。

そういう中で、あそここの住宅地は大変私もいい住宅地だなということを前から思っておりました。あのようなですね、まちづくりとなつて、鉄筋コンクリートで何するのかなと思うんです。やっぱり、山村は山村のよさというのをですね、どうやってですね、まちづくりしていくのかという、これが大事だと思う。避難場所といえは違いますけどもね。公営の住宅だからですね、やっぱり公営住宅の建物等々とその周辺環境の整備とかそういうものを21世紀じゃないですけど、やっぱり100年先を見据えた中で住宅地を考えてやらなければ。鉄筋コンクリート造りやったらよかわいと、したら校区に入るけん、ただその発想というのはもう遅れとつと思うんですよ。一つの時代の中で。

藤本地区も一緒だと思いますよ。委員長ところから上さん登っていけば、大概山の景色がよかつですよ。なぜ、あそこに鉄筋コンクリートを造つとかなと。もともと今建つとつたけんから、建てるのかなという。発想はやっぱり考えなければいけない。私は、そのまちの本当の真価が問われるような気がしてならないんですけども。

これは、私1議員のですね、言うてから云々じゃありませんけども、一つの参考としながら、これから進める中でですね。鉄筋コンクリ

ートなら鉄筋コンクリートでいいんですけども、どういうふうな周辺の環境整備をしていくのか。3階建てですけん、エレベーターはつくと思いますよ。高齢者に向けたことも考えないかんし、そこで出生率を高めるということも考えていかないかならうと思うんですよ。

そういうことを見据えた中でですね、今回の公営住宅の建設というのは、何かの目的とテーマを持ってやってほしかったなというのが私にあります。いかがなもんですかね、早木課長。

○住宅課長（早木浩二君） 今、委員のほうから貴重な御意見をいただきましたけれども、非常に、坂本町というところは自然が豊かですね、都市部と違いまして。元来自然豊かな地域でありまして、川があり、山がありということですね、それを身近に感じられる場所である。今後、環境等ですね、調和を図ることができるような住宅造り、まちづくりをめざしたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございせんか。

○委員（山本敬晃君） この被災者の方がですね、例えば藤本地区の方が坂本駅周辺の公営住宅を希望するというか、そういうのは各地区でそれぞれ選べるんですか。ここを希望しますというふうな。

○住宅課長（早木浩二君） 仮申込みで取りましたときに、大体のですね、御希望の場所を選ばれましたが、本申込み、それから追加でまたいろいろな聞き取りとかヒアリングをする中で、その場所はですね、自由に選んでいただいてもいいかなと考えております。ですから、先ほど言いましたように、本申込みの数によって、建築タイプが変わってきたり、規模が変わってきたりということがございます。ただ、限

度の数はございますけれども。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、今の申込みの限度の数というところなんですけど、10戸程度というふうな、例えば藤本・大門地区ですね、この程度というのは、10戸程度というのはどこまで増やせるんですか。

○住宅課長（早木浩二君） 各建設地ですね、今、調査会社のほうといろいろと打合せをしておりますが、やはり、広さの問題、面積の問題ですね、それから、下の地盤の問題等がありまして、どれくらいの高さまで階数を上げることができるかというようなものがありますので、そういう意味で、限度、程度というかですね、ある程度の想定される災害の戸数というのは、そこで決まってくるのかなというふうに思いますけれども。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 10戸というのはもう間違いなく大丈夫ということでもいいんですか。10戸程度。

○住宅課長（早木浩二君） 本申込みの数によるかと思います。それとあと、プラスアルファですね、何戸くらい余裕というか予備を持っておくかという、そういうことも検討してまいります。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございせんか。

○委員（増田一喜君） 藤本・大門地区とそれから坂本駅周辺の建設予定地に建つ災害公営住宅は、鉄筋コンクリート式は合うんですけど、藤本のほうは屋上に水害のときの避難場所かな、垂直避難という形で、屋上を避難場所としとるけれども、坂本駅も今回水につかって非常

に厳しい状況だったけども、ここは、別段、屋上辺りに避難所というのは考えておられないんですか。必要ないという判断なのかな。

○委員長（上村哲三君） 質問は分った。

○住宅課長（早木浩二君） はい。坂本地区のですね、坂本駅周辺のところにも、鉄筋コンクリート造り3階から4階建てとしておりますが、ここも、水害の際にですね、垂直避難ができるように屋上に避難できるスペース、それからその方法を設けたいと思いますし、外階段等を設けてですね、地域住民の方も避難できるように改良するというので考えております。

（委員増田一喜君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、次に、企画政策課から説明を求めます。

うち辺りは、あの地自体がつかつとらんとたい。小学校の跡地は。あそこは体育館のぎりぎりまでの水が。で、ただ、あそこはまた2メートルかさ上げしてやるということだけ。その上にまた3階建てというような話らしい。それとイエローゾーン、見事な。

○企画政策課長（辻田美樹君） 企画政策課の辻田と申します。よろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

資料としまして、流域治水に関する取組について、御説明いたします。出典は、八代河川国道事務所ホームページで公開されているものを使用しております。A3判の横型、大きいものになります。

表紙をめくっていただきますと、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトというものが現れます。球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにつきましては、流域のあらゆる関係者が協働し、まちづくりと連携した治水対策の推進を行うものとなっております。

令和2年7月豪雨を踏まえ、国・県・流域市町村が連携して対策を行うもので、令和3年1月に公表されております。主に、令和3年出水期に向けて緊急的に実施するものが取りまとめられており、右下のほうに球磨川流域の全体像が示されております。

対策につきましては、左側に色分けして記載してありますが、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、赤色の部分で河道掘削、堤防整備、輪中堤・宅地かさ上げなどの対策を約10年間で行うこととしております。

次に、黄色の枠に囲まれておりますのが、被害対象を減少させるための対策になります。まちづくりと連携した高台への居住誘導などが記載されております。

次に、緑色の部分で、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策として、タイムラインの改善などソフト対策が掲げられております。

こちらが、緊急治水対策プロジェクトということになります。

資料を1枚おめくりいただきますと、こちらに、今度は実施計画のロードマップがございます。時期を令和3年出水期まで、第1段階、第2段階とおおよその計画が示されております。

令和3年の出水期までに、可能な限りの堆積土砂の撤去、堤防の復旧などが行われ、引き続き、第1段階で河道掘削、輪中堤・宅地かさ上げなどを行うこととなっております。流水ダム等につきましては、調査検討に第1段階において着手をすることとなっております。

また、1枚資料をめくっていただいでよろしいでしょうか。こちらの資料は、球磨川水系流域治水プロジェクトとなっております。

こちらは、令和3年3月に公表されております。先ほど御説明いたしました緊急治水プロジェクトを包含した全体の治水対策を取りまとめたものになります。球磨川流域全体の地図が示され、先ほど御説明しました3つの区分によ

る対策が示されていると思います。

また1枚めくっていただきますと、今度は、こちらの全体の計画のプロジェクトのロードマップがございます。

こちら、3つの区分に分けられております。今後10年を超えて取り組む内容についても記載されておまして、「10年かあ」と呼ぶ者あり)はい。10年を超えて取り組む内容にも記載されておまして、赤文字の記載が緊急治水対策プロジェクトとして位置づけている対策になります。その後も、気候変動を踏まえたさらなる対策を推進することとなっております、現在も様々なプロジェクトが推進されているところになります。

次の資料に参ります。

これから、以下の資料につきましては、緊急治水対策プロジェクトの進捗状況をそれぞれつけております。こちらにつきましては、流域の全体像が示され、その後ろに河道掘削や輪中堤・宅地かさ上げ、それぞれの対策がどのように今現在進んでいるのかということが資料に示されておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

大変簡単ではございますが、球磨川流域全体の治水に関する取組の説明とさせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ただいま御説明がありました、何か質疑、御意見等はございませんか。市の範疇を離れた部分の説明でありましたので、大変説明しにくかったと思いますが、御質問もそのようなことを考慮してお願いします。どなたか御質問ございませんか。

○委員（山本敬晃君） すいません、輪中堤とですね、宅地かさ上げの件についてなんですけれども、地区別懇談会でですね、どちらかを選んでいただくというお話だったと思うんですよね。輪中堤か宅地かさ上げかを地元の方々と話し合って決めていただくということだったんで

すけども、その範囲ですよ。西部地区の中でも、今泉とか段とか横石、袈裟堂とかいろいろな地区があって、どのくらいの範囲の地区で決めていただくというふうに予定されているのか、ちょっと教えていただきたいです。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 着座のまま失礼いたします。復興推進課、宮川でございます。

今の山本委員御質問のですね、輪中堤、それから宅地かさ上げの範囲でございますけれども、これは、具体的に、例えば何メートルの範囲でなければならないというような特段今のところ定めはございませんで、やはり、輪中堤として整備する場合の効果、それから宅地かさ上げを実施する場合の効果というのをですね、ある程度範囲というのは出てくるのかなと思いますけれども、そこは、集落のですね、御意向に従いまして、同じ集落内でも、例えば物理的にですね、ある程度区分できるようであれば、そういった形も取られると思いますので、そういったことも含めまして、地域の皆様でですね、その集落ごとにどういったお気持ちかということは今お聞かせいただいているという状況だということで、説明させていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本敬晃君） 今、地区の方々でお話をさせていただくということで、結構、地区の中でもですね、輪中堤がいい、かさ上げがいいと意見が割れてるところもあるみたいでですね、やっぱりなかなか、地域の方に決めていただいたほうがいいと思うんですけど、そういったところで対立じゃないですけど、そういうのができるだけ起こらないように、できる限り柔軟にですね、地区を決めていただいて、輪中堤、かさ上げ、どちらもですね、柔軟に対応していただければなというふうに思っております。これは、意見です。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 意見だろうけど、輪中堤の説明会が今度行われるでしょう。その話を言えたらしなさい。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） はい。まず、輪中堤・宅地かさ上げによります坂本町のですね、治水対策につきましては、9月25日に国交省とともに説明会を開催させていただきました。その際、この坂本町において、大体どの程度の宅地かさ上げが必要かという図面をですね、住宅案内図でお示しして、説明会を開催したというところでございます。

その際にも、集落ごとです。そういつた輪中堤あるいは宅地かさ上げについて御検討をお願いしておりましたけども、今、地区別懇談会を進める中、また個別にもですね、もうちょっと詳しい説明が欲しいというような御意見もありまして、今度11月20日に、輪中堤・宅地かさ上げに特化したような形のです。説明会、それから集落の皆様で意見交換をいただく時間をつくりまして、開催をしたいと考えてございますので、その中で、個人の財産も大変大事になってまいりますし、あと集落としてのですね、どういった形がいいかというのも大事になりますので、そこは、委員の御意見の中でありましたとおり、もめないようにというかですね、そういった形でできるだけ円滑に集落の対策をまとめていただければと思います。

ある集落では、多数決にするつもりはないとおっしゃっている集落もありますので、しっかり話し合いをしていただいでですね、集落としての御意向を固めていただければと。かように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、宮川課長のほうから、最後の締めのことなんですけども、20日に説明会開催をされると。今日から特別委員会

はスタートするんですよ。よろしければ、担当、担当については、特別委員会にまずは報告していただきたい。これはお願いしたいですよ。いいですね。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願いします。まだ、宮川課長からは説明をもらっておりませんので。すね。（「もらっとらんばってんがしとかんばん」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、最後に、復興推進課から説明を求めます。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興推進課、宮川でございます。

私のほうからですね、坂本町復興計画につきまして、説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） それではですね、こちらの坂本町復興計画、本日は概要版です。説明のほうをさせていただきますと存じます。お手元に御準備いただければと思います。

こちらの表紙はですね、昨年、八童小学校の子供たちが描いてくれました、二十歳の頃の坂本という絵を使用させていただいております。

表紙をおめくりいただきまして、左側がですね、計画の概要となっております。

計画策定の目的でございますが、少し読ませさせていただきます。上から5行目辺りなんですけれども、この計画は、生活の再建に向けて、被災された住民の皆様が1日も早く落ち着いた生活を取り戻していただくことを第1に、被災した住民とともに、災害からの復旧はもとより、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向け、創造的復興を進めていく

ことを目的としてございます。また、この計画では、復興に向けた基本理念を定めるとともに、今後取り組むべき施策を体系的に整理いたしまして、具体的な取組とともに復興に向けたロードマップをお示ししてございます。

次に、計画の期間でございますが、こちらに記載しておりますとおり、発災いたしました令和2年をスタートといたしまして、おおむね10か年の計画としてございます。短期、中期、長期として復興を進めてまいります。

次のページをお願いいたします。

復興計画の基本理念でございます。

このページの中ほどに記載してありますとおり、みんなで取り戻す、生き生き笑顔のさかもとしておりまして、この基本理念は、昨年度開催いたしました地域懇談会において、地域の皆様からいただいたフレーズをですね、そのまま採用させていただいております。

この基本理念のほか、記載のとおり3つのサブ的なフレーズも計画の基本理念としてございます。この基本理念の達成に向けまして、くらし・コミュニティ、産業・経済、社会基盤・防災の3つの分野ごとに取組を進めることとしてございます。

次のページをお願いいたします。

左側からですね、ただいま御説明いたしました基本理念、基本目標、それにひもづいております基本方針と関連いたしております主要な施策、さらに具体的な施策を体系的にお示ししてございます。

こちらですね、主要な施策で21本、具体的な施策は78本ございまして、それぞれ、関連事業といたしましても187本と、大変幅広い取組となっております。これは、昨年度、計画策定の際、復興計画策定委員会や3つの分野ごとの専門委員会をはじめ、坂本町地域住民の代表の方々との地域懇談会、また旧小学校8校区や仮設住宅団地で開催いたしました地区別懇

談会での御意見をですね、できるだけ計画に反映させたいといった思いから取り組んだ結果かと思っております。

それぞれの具体的な施策の内容につきましてはですね、各委員様へ2月に策定しました折に配付させていただいております本編がございまして、そちらですね、またお時間があるときに御確認いただきたいと思いますと思っております。

本日は、別途配付させていただいておりますロードマップに基づきまして、説明をさせていただきます。

お手元にですね、こちら、A3判の3枚物でございましてロードマップのほうを御準備いただけますでしょうか。

このロードマップは、復興計画に掲げてございます様々な取組につきまして、くらし・コミュニティ、産業・経済、社会基盤・防災の3つの分野ごとに、主要な取組8つをですね、ロードマップとしてお示しし、役所内での進捗管理に活用いたしますとともに、広く市民の皆様へ情報発信を行うことを目的として作成してございます。

それでは、説明させていただきますが、右肩にですね、記載のとおり、これが、本年6月30日現在のものでございます。これが、当初2月26日に公表してございまして、その中で、新たに実施したこと、追加したことは朱書きとなっております。それでは、少し前の状況になりますので、何点かをですね、直近の状況などは、大変口頭で恐縮でございますが併せて御報告をさせていただきたいと存じます。

初めに、くらし・コミュニティの再生に関する分野でございますが、①仮設住宅等入居状況につきましては、令和2年9月に八代市民球場仮設団地、10月には八代市古閑中町仮設団地を整備いたしてございます。5月末で37世帯が入居されてございまして、みなし仮設には6月30日現在ですね、110世帯が入居とい

うことになってございます。

②災害公営住宅の整備等につきましては、先ほど説明がございましたので、割愛させていただきます。

それから、③被災者見守り対策事業につきましては、八代市社会福祉協議会に委託し、昨年10月からですね、地域支え合いセンターの活動をスタートしてございます。仮設住宅などで生活されている支援対象世帯に、生活再建に向けた各種支援等を行っておりますが、実績といたしまして、本年5月末時点で482世帯に支援を行ってございます。こちらの表では52世帯の支援終了となっておりますが、9月末現在では58世帯の支援が終了ということになってございます。

それから、④安全な居住地の確保につきましては、本年度は、被災者の方々の住まいの再建を含みます復興まちづくり計画を策定することとしておりまして、6月に開催いたしました第1回の懇談会を皮切りといたしまして、先日11月7日曜日まで、3回目となります懇談会を旧小学校8校区ごとに開催してございます。また、さきに説明させていただきましたけれども、11月20日にはですね、また輪中堤・宅地かさ上げの相談会を開催することとしてございます。

⑤災害等廃棄物処理事業（公費解体の進捗状況）についてでございます。これが、10月末現在の数字を口頭で申し上げさせていただきます。申請291件、解体済み267件ということで、事業の進捗が図られてございます。

⑥次世代を担う子供の育成（1人1台タブレット）につきましては、昨年の12月には1人1台タブレットの配付が完了してございます。また、教職員の人材育成を目的といたしまして、タブレットパソコンの活用研修会も開催してございます。

⑦地域コミュニティの核となる施設（自治公

民館等）の再建・整備への支援につきましてでございますが、まず、住民説明会を実施しておりまして、地区の御意向などを把握させていただきながら、6月には、6つの公民館の復旧に要する事業費を決定したというところでございます。

それから、⑧神社仏閣・文化財等の被害調査及び復旧事業につきましては、9月補正予算後の状況といたしまして、指定文化財の被災確認、保存方法等の検討を行った上で、県指定重要文化財、大門観音堂の鰐口の保存修復と、地元において長年にわたり受け継がれてまいりました文化財指定を受けていないお堂や社など、地域のコミュニティ施設の復旧支援としまして、中津道阿蘇神社をはじめとする4件について修復を行うこととしておりまして、いずれも年度内完了を目指しております。

⑨国・大学等との連携や「地域おこし協力隊」等の外部人材の受入れや活躍の促進のうち、まず、大学との連携につきましては、本年度、県立大学の学生G P、地域連携型卒業研究といたしまして、観光振興の分野と山林保全の分野に関する2つのテーマに取り組んでございます。

それから、地域おこし協力隊につきましては、当初7月までの募集期間中に1名応募がございましたけれども、採用までには至っておりませんでした。現在、10月までの応募期間中、1名の方にですね、応募をいただいております。近く2泊3日のですね、お試し事業ということを実施することとしておりまして、その後、面接等を経まして隊員としての採用を検討することとしてございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

次に、産業・経済の再生に関する分野でございます。

⑩仮設商店街による暫定的な事業再開の支援及び⑪道の駅「坂本」・周辺施設の早期復旧に

関しましてですが、皆様には御案内のとおり、7月にはさかもと復興商店街、それから、さかもと館の合同オープニングセレモニーを実施してございます。

⑫各地域の文化財等の魅力を活かした地域おこし、⑬観光資源を活用した観光ルートの再構築、⑭自然を活用した新たな取り組み支援につきましては、まず、指定文化財や未指定文化財等の被害状況等の調査及び地区の意向把握をはじめ、博物館での坂本町応援企画、坂本町の暮らしと信仰と題した坂本町の文化財や歴史を紹介する展示会を開催してございます。

観光物産支援といたしましては、びぶれす広場における坂本で取れた物産等の販売を支援するとともに、6月にはさかもと復興商店街 in COCOSAを開催いたしまして、熊本市内において本市の物産・観光PR、昨年の災害からの復旧状況などの周知を行ってございます。

また、さかもと復興商店街のにぎわいづくり、周知に向けた取組といたしまして、8月にはですね、小学校の児童をターゲットといたしまして、自由学習イベント、さかもと夏物語と題しまして、鮎のつかみ取りや塩焼き体験、また国土交通省にも御協力をいただきまして、坂本橋の仮橋、また堤防工事などの工事学習会等を開催してございます。また、さきの10月にはですね、キクラゲ収穫と木工教室を開催してございまして、参加者の皆様に坂本の美食などを満喫いただきながら、県産材の利活用を図る取組も実施しているところでございます。

このように様々なイベント等を開催することで、復興商店街のにぎわい創出に向けた取組の支援も行っているというところでございます。

⑮「食」を軸とした各種イベントの開催支援でございますが、これは、坂本ふるさとまつりを開催すべく準備を進めてまいりましたけれども、判断時期におけます新型コロナウイルス感染症の状況がですね、なかなか見通せないとい

うことで、本年はやむを得ず中止ということになってございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

最後に、社会基盤・防災の再生に関する分野でございます。

⑯郵便局・金融・病院等生活サービスの早期再開への支援につきましては、まず、郵便局の早期再開の支援の一環といたしまして、坂本地域福祉センター内の駐車場に7月から坂本郵便局の仮設店舗が整備されてございます。

また、医療供給体制の確保につきましては、県や郡医師会などの関係機関との協議を進めてございまして、再建後の坂本支所周辺にですね、医療を提供する場の確保に向け検討を進めているところでございます。

また、なりわい再建支援補助につきましても、昨年8月からですね、説明会を開催いたしておりまして、現在も引き続き受付を行っているという状況でございます。

⑰八代市坂本支所の整備につきましては、まず、仮設庁舎をですね、今年3月15日から開始してございます。支所の再建位置につきましては、懇談会やパブリックコメントなどの御意見を基に、有識者検討会での検討結果を踏まえ、現位置付近一帯と決定してございます。

これまで支所周辺にございました関係機関に対しましては、個別に書面による意向調査などを実施いたしまして、7月には坂本支所周辺の賑い再生に係る意見交換会を開催するなど、医療機関をはじめ金融、郵便局、各種団体、行政機関の皆様と、いわゆるまち機能の集約などについて意見交換も行っているところでございます。また、あわせまして、国や県などの関係機関との協議を進めるために、支所周辺のレイアウトの具体化に向けまして、測量や設計にも着手してございます。そのような結果を踏まえまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えてございます。

⑱坂本町コミュニティセンターの整備につきましては、まず、今年度当初4月1日から地域福祉センター内にコミュニティセンターを移設してございます。また、その再建につきましては、本年9月、地元からですね、本市坂本支所と同じ場所に建設を要望するという旨の要望書を頂いてございます。今後、支所の再建を含めまして一体的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

⑲番、⑳番の光ブロードバンド整備、それからCATV施設更新のケーブルテレビ関係でございますが、右のですね、完了目標等の欄の記載のとおり、令和4年度末までに、光ブロードバンドサービスやそのブロードバンド開通後に検討を進めるとしてございます。

それから、㉑広域的・多重な道路ネットワークの構築につきましては、市道・林道の道路ネットワークの検討、いわゆるリダンダンシーの確保の検討に関しまして、内部検討を経まして、8月11日、旧小学校8校区の代表の方、また住民自治協議会の皆様への説明会を実施いたしております。今後は、地元からの御意見を踏まえまして、地元の皆さんと協議を行いながら、具体的な整備計画を立てていく予定としてございます。

また、坂本地域の主要な幹線道路でもございます県道などにつきましては、地元要望等を踏まえ、毎年要望を続けてございます。特に未開通となっております2路線、坂本人吉線や小鶴原女木線は整備の促進期成会を立ち上げまして、近隣自治体と連携・協力しながら要望を行ってございます。

㉒市道、林道の復旧事業、㉓市道・林道など拡幅整備等につきましては、先ほど説明がございまして説明のとおりでございます。

それから㉔高速道路を利用したアクセスの確保につきましては、坂本パーキングエリアやスマートインターの設置を目指して、昨年11月

にまず国への要望を行ってございます。その後、スマートインターを設置している自治体等に対しまして、スケジュールや推進体制を含めヒアリング調査なども行ってございます。

㉕新たな防災拠点の検討につきましては、今年度、復興まちづくり計画においても検討を進めたいと思っておりますが、基本的には、球磨川の右岸・左岸にそれぞれ1か所ずつ整備できればと考えてございます。

㉖ICTを活用した多様な情報伝達の早期整備につきましてはでございますが、防災行政情報通信システムを本年4月から運用を開始してございます。

また、防災アプリやメール、一斉架電など避難情報の伝達を行ってございます。防災アプリやメールなどの登録支援を行うために、5月下旬にはですね、坂本町の8つの地区におきまして登録会を開催してございます。現在も、引き続きですね、支所のほうで登録支援を行っているところでございます。

㉗集落の孤立に備えた通信手段等の確保でございますけれども、衛星携帯電話8台をですね、消防団の坂本方面隊に整備してございまして、1台は坂本支所に配備したところでございます。有事の際に適切に使用できるよう、機器の取扱いルールを定め、通信手段の確保に努めているところでございます。

また、内閣府によります衛星安否確認サービス通信端末Q-ANPIの実証実験にも参加しておりまして、同システムの避難所や支所などへの配備を進めてございます。

最後、㉘防災教育の推進（児童のマイタイムラインの作成）についてでございますが、4月には、小学校、中学校合同の避難訓練を実施してございます。また、6月には、県主催の防災主任研修にも参加してございます。また、坂本中学校においても防災教室を実施しておりまして、同校卒業生の気象予報士、早田蛍さんと、

同じく同校の卒業生ですね、福岡管区気象台の雑山さんをお招きしまして、マイタイムラインの作成なども行ってございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） ありがとうございますました。

ここで、しばらく小会します。

（午前11時16分 小会）

（午前11時20分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

ただいま復興推進課長から説明がございましたが、何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（山本敬晃君） ロードマップのですね、9番の国・大学との連携のところなんですけども、学生GPですね。これ、12月まで私が担当でやってまして、私の名前で募集があったと思うんです。今回、観光振興分野と山林保全分野ということだったんですけども、来年度もまた同じテーマで応募される予定ですか。来年度の予定を分かればお聞きしたいです。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 着座のまま失礼いたします。

今年度のまず活動状況なんですけれども、やっぱり前半戦のコロナ禍の影響でですね、なかなか学生さんも御当地に入れないという状況もありましたけども、昨日も、実はこの学生GPにつきまして、現在の取組状況について意見交換を実施してございます。

ちょうど来年度に向けまして、まだ具体化はしてございませんので、実施するかどうかも含めまして、また関係課、いろいろな分野がありますので、何か取り組んでいただければなと思っておりますけれども、現在のところは予定はまだございません。

○委員（山本敬晃君） 私も、コロナ禍で学生

さんたちも現地に行けないとか、そういうことがあって、なかなか難しい中でですね、大学側もしてきてたわけなんですけども。県立大学さんとの学生GPということなんですけども、ほかの大学ですね、熊本大学とかいろんな大学があると思うんですけども、ほかの大学とのいろんな連携というのは考えられていますでしょうか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 昨年度策定しました、この復興計画の策定の際にはですね、熊本大学からも委員として御参加をいただいております。その際にも、個別の意見交換の中ではですね、何かそういった復旧・復興に向けたお手伝いができればという意見交換を行っているんですけども、その他の大学につきましては、今のところ具体的な連携というのは定まってございません。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 3の3、社会基盤の中での持続的可能な社会基盤の項目の中で、その右側の具体的な取組の中ですね、⑩のところの郵便局・金融・病院等生活サービスの早期再開への支援ということで、文教福祉委員会もこれ一緒だと思うんですけども、最終的に、完了の目標を立てておられるわけですね。完了目標が大体令和7年度という目標なんですけども、私は、先日、この特別委員会の前に葦北町の災害地の現地視察をし、その地域の経済会の方とちょっとお話をしたんですけども、葦北の災害というのが、復興という2つの文字を掲げて、大変早く復興しているなという気を、この目で見て、復興しとるなということを感じています。

そういうのを鑑みながらですね、この⑩のところの郵便局・金融・病院、病院はどういう病院か分かりませんが、この3点セットというのは社会基盤の中で大事なですね。地域の方々には。そういうことで、これをもう少しですね、どのように具体化をしていったらいいの

かということですね、真剣に捉えていただきたいという私の考えと、宮川理事がどういような考えを持っているのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 今、山本委員御指摘ございました、先ほども申し上げました、いわゆるまち機能でございますね。医療機関、それから金融機関であったり、各種商工会、今復興商店街にも入ってらっしゃいますけれども、そういった地域住民の皆様に密接に関係する機関、まち機能というのは大事だなと思っております、発災前はですね、そういったものが坂本支所あるいは坂本駅周辺に集中しております、いわゆるコンパクトビレッジというようなものをですね、体現していた町かなと考えてございます。

これまで昨年の復興計画を進める中で、やっぱり地元の皆さんからはですね、そういったまち機能を集約してほしいといった御意見も多数いただいております、それも踏まえましてですね、今⑩に記載してございますとおり、完了目標、令和7年末までの小さな拠点、生活機能が集約したようなまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

また、令和7年、少し遅いんじゃないかという御示唆かと思っておりますけれども、こちら、やはり球磨川本川沿いのですね、復旧と大きく関係してございます。先ほど質疑の中でもお答えしましたとおり、9月25日にですね、初めて、対策後のおおむねの高さも示されたところでございますので、そういったものの今後詳細な詰めをやっていくと、どうしてもですね、この時期になってしまうのかなと考えてございます。

私どもといたしましても、この目標を完了と捉えずに、これをできるだけ前倒しするような姿勢で取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） もう国のほうではですね、金子総務大臣も誕生なされて、この後サインをされると思うんですけども、一生懸命頑張っておられるしですね、国のほうとしてのやっぱり短縮というのは、これは早期にやられると思うんですよ。それについて、やっぱり県と市がどうやってからですね、後づけでどんどんどんどん進んでいくかということ、これが一番大事と思うんですね。

そういうことで、1日も早い復興というのが、私たちもやっぱり。議会としても努力せないかんよ。こういう特別委員会をつくったわけですから。調査なんかですね、皆さん方から聞いたら分かるわけですよ。だけん、私たちは応援するふうな特別委員会ということで、ぜひともですね。この3点セットはですね、本当これは大事なことですということで説明いただきましたので、御理解いたします。頑張ってください。

○委員長（上村哲三君） ほかに何か質疑。

○委員（橋本幸一君） 今の関連なんですけど、課長が言われたように、坂本地域のコンパクトビレッジという構想の中で、早急にそこは進めていかなきゃならないというのは、専門部会の中でも非常に出たと思うんですね。恐らく住民の人たちも、この核がでんことには、なかなか不安感があって帰りづらいという、そういう側面もあるかと思うんですね。これは要望なんですけど、早急に国・県・市との連携の下にですね、進めていただきたい。

また、議会もしっかりそこは全議員で応援していかなきゃならないという。その目的で、今回のこの特別委員会の設置というのもあると思いますから、そこは委員長の主導の下によろしくお願いしたいです。

○委員長（上村哲三君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○委員（山本敬晃君） 総務委員会でもいろいろ質問させていただいたところなんですけども、⑨の地域おこし協力隊ですね。今1名の応募があつてるといふことだったんですけども、もともと2名の募集だったと思うんですよ。2名なので、今後追加募集とかですね、どのように検討されているのかをお聞きしたいです。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 今の山本委員御指摘のとおり、枠としては2名でございましたけれども、募集いただいた結果、1名であったということがございますので、一応募集期間が終わりましたので、まずは、その1名の方に、先ほども申し上げましたが、お試し事業ですね、2泊3日で坂本に入らせていただいとるところでございます。

また、今後の増員につきましては、支所とも協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） 増員の件なんですけども、この前の7日のですね、上村委員長の地元、藤本地区の地区別懇談会の中で、たしか、地域おこし協力隊を10名ほど欲しいという意見が出たと思うんですよ。グループワークの中でですね。今2名ということで、ただ応募がまだ1名しかないということで、2名以上といひますか、それ以上の募集を検討される御予定はあるのかというのをお聞きしたいです。グループワークで出ていたので、住民の方は、地区別懇談会の意見を反映していただけるということだったので、そういう御意見だったと思うんですけども、そこをお聞きしたいです。

○企画政策課長（辻田美樹君） 地域おこし協力隊につきましては、その任務、また地元の受入れ体制、その辺りも重要になってまいります。人数を増やす場合には、その体制が整っているか、どんなことをやっていただくか、あと人材とのマッチングなども必要になりますの

で、増員に関しては地元の方々と支所と十分協議をして検討してまいりたいと考えております。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） ちょっと補足させていただきます。

他地域でもですね、この地域おこし協力隊というのは大変活動いただけてますけども、10名というのが、ほかの好事例のところでは10名ほど入ってらっしゃる地域もございます。

ただ、そういったところも一足飛びに10人になったわけではなくてですね、やはり当初は一、二名から始まって、その需要とか活動の場が広がって行って10名になったかと承知しておりますので、そういった取組も坂本町ではできるのかなと思つてございますので、まずは少人数からスタートしていただいて、今、企画政策課長が申し上げたとおり進めさせていただければと思つております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本敬晃君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、復旧・復興という流れの発展的復興という考えの中で、ICTを活用した部分で非常にいろんな側面から対応できると思われるんですね。Q-ANPIの実証試験もされておるようでございますが、ああいうのをですね、どんどん、いろんな各分野の方面で取り入れていかれる考えというのはないのかどうか、その辺も含めて。よろしいでしょうか。

○総務企画部長（稲本俊一君） 今現在、全庁的にですね、スマートシティ構想に向けて取り組んでおりますので、いろんな場面でそういうのが出てくるかというふうには思つております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） ぜひですね、今、デジタル庁もできたということですから、総務大臣

もおられるし、いろいろな実証試験を含めて、それを実際のこれからの災害対応としてできるように、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願いします。

ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） これは、宮川理事兼復興推進課長にですね、私の考え方ですね。危機管理に、一生懸命これだけのスケジュールを組んで今日まで来たわけですね。それまでの課題の抽出というのをですね、ある程度、私はしていただきたいと思うんです。課題の抽出を。その中で、うちの特別委員会にもですね、その課題の抽出の中で、私たちもそれを検討していくというような形で進めればなというふうに思いますので、よろしければ、危機管理上も含めてですね、課題の抽出をしていただければなというふうに要望といたしておきます。

○委員長（上村哲三君） 分かりました。

ほかにございませんか。

○委員（古嶋津義君） 先ほど、お話しがありました。坂本支所あるいは郵便局・金融・病院等、いわゆるコンパクトビレッジというお話がありましたが、それと関連して、今、仮設住宅、それとみなし住宅に147世帯が入居されておりますが、その方々が、坂本の災害公営住宅に仮申込みがっておりますが、この34世帯の中には入ってますでしょうか。

○住宅課長（早木浩二君） 住宅課、早木です。

34世帯の中にですね、仮設住宅、それからみなし仮設住宅の方もいらっしゃる。ちょっとお待ちください。（委員古嶋津義君「後でいいです」と呼ぶ）では、後で御提示させていただきます。（委員古嶋津義君「はい」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 現在は仮申込みだけ

なんでしょう。まだ。その段階だよね。ということ。古嶋委員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 確認をさせていただきたいと思いますが、冠水した被災住宅が1年4か月たったわけですけど、完全に手つかずで残っているという住宅はもうないということ。理解してよろしいでしょうか。その確認はどうやってされたかというところをお聞かせいただければと思います。

○委員長（上村哲三君） しばらく小会します。

（午前11時35分 小会）

（午前11時38分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 今の委員の御質問でございますが、他部署にもまたがることでございますので、調整させていただいて何か御報告できればと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。それでよろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいま執行部から説明がありました。八代市坂本町復興計画に基づき、今後事業も本格化することとありますので、本委員会としても、進捗状況を注視しながら、随時具体的調査内容を検討していく必要があると考えます。

そこで、今後の動きについて委員会で調査すべきものなど何か御意見等はございませんか。

先ほど山本委員からも課題を抽出してという話もありましたが、その他に考えられる、今回ですね、12月定例会も間近に迫ってまいりま

したので、なかなか動くというのにもタイトな部分があって、日程等もですね、まだ議会運営委員会も開かれておりませんので正式な決定がなされておられない関係から、日程等の決め方も大変難しいと思いますが、その課題あたりとか、調査すべきと必要に思っていらっしゃる方がおられたら、発言をいただきたいというふうに思います。

○委員（増田一喜君） こうやって、市のほうからは質問に対する答弁はあったんですけども、ほかに調査するとか、現場を見に行ったりとかする可能性が出てくると思うんですけども、これに関しては、国・県とかも関わっておりますので、国・県とかそういうところでもお話を聞ける何かあればなと思うんですけども、それ、委員長いかがでしょうかね。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 我々特別委員会は今一部の執行部からの説明を聞いて、その概略、進捗状況等も、復興までですよ、お聞きした中で、我々特別委員会がどういうふうな調査をし、そしてどのようなテーマで進めていくかという、そこら辺りが今一番大事なところであり、ポイントであるわけでありますので、執行部が同席の中でも結構なんですけども、委員会としての、委員長、方向性はきちっと決めてテーマをつくっていかなければ、ぼやけてしまっ

て。私の考えなんですけども、やっぱり、ある程度中間したときには、テーマをつくって調査の方針を決める、テーマをつくる、そして中間の取りまとめをする、最終的にはやっぱりいろんなところに意見書を出すとか、そういうようなことでなくては、現場の中ですよ、私たちが今までの過去できたところを突っ込んでいっても、何も意味がないと思うわけですよ。やはり、課題の抽出の中でその課題をどうやって私

たちはバックアップして、すばらしい復旧と復興ができるかというような方向性を議会として見いだしていく、それが調査する特別委員会だと私は思っておりますので、そこら辺りについては、今日は、委員長が今言ったように後12月定例会もありますから、そこら辺りまで何かテーマをつくってやるというところまで決めていただければ。

○委員（橋本幸一君） 確かに、今、課題というのは非常に重要な部分かなと私も同感でございます。その課題のためには、いろんな情報をやっぱり収集せんといかんという、そういう意味で、今説明を受けて、確かに国の部分、県の部分、いろんな事業が今回のこの災害の中では入るとるという中で、しっかりその辺もですね、見極めた中で、多岐にわたって情報を仕入れるということがまずは先決かなと私も思いますし、国・県の今の状況というのをもうちょっと深掘りして説明聞けたらいいかなという思いもしております。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、1つ確認なんですけど、今回のこの特別委員会は、坂本地域に限っての話になるんでしょうか。二見も7月豪雨で被災をというところがありますので、その辺りの調査というのも、もし可能であるならばやっていったほうがいいのかなど。

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前11時44分 小会）

（午前11時50分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

ただいま数名の委員より現地視察についての御意見が出ましたが、委員長としては、現地視察を実施するに当たっては、まず国や県が実施する災害復旧事業の進捗状況等を聞き、予備知

令和3年11月9日
令和2年7月豪雨に関する特別委員会
委員長

識を得た上で実施をしたいと考えますが、いかがいたしましょうか。御異議ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 予備知識はそれはちょっと外してくれんですか。それはもう情報取得だけんでから。説明聞いてから、我々、予備知識持つとる。

○委員長（上村哲三君） 全部が全部でなかろうけんと思って言ったとばってん。（「温度差たい」と呼ぶ者あり）それで異議ないと言うていただけたほうがうれしいですが。（委員山本幸廣君「はい、分かりました」と呼ぶ）いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認めます。

なお、所管する自治体以外の機関に関して調査するに当たっては、先方の許可が必要となりますので、当方から執行部を通じ受入れ可能かの確認をさせていただき、許可が出た場合に進めさせていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回の委員会の日程については、先ほど管内調査の話もございましたが、先方の都合もあるかと思いますので、調整した上で委員の皆様にご連絡することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年7月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

（午前11時50分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。